はこれらの者の相続人その他の一般承継人に当該株式又は当該売却代金の交付を行うものであること。 ［八・ニ　略］ ［七・八　略］ （本人確認の対象から除かれる行為） **第十二条の三**　［略］ ［一～八　略］ 九　［略］ ［イ～ホ　略］ へ　仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十一条第一項に規定する利用者区分管理信託に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定 ト　［略］ **附　則** ［条を削る。］	［八・ニ　同上］ ［七・八　同上］ （本人確認の対象から除かれる行為） **第十二条の三**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　［同上］ ［イ～ホ　同上］ ［号の細分を加える。］ へ　［同上］ **附　則** （平成二十八年熊本地震に起因して生じた事態に対応するための特例） **第十二条**　平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住所若しくは居所又は主たる事務所を有する顧客又は代表者等であつて、第八条に規定する方法による本人確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、銀行等は、当該顧客又は代表者等について、同条に規定する方法による本人確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人確認を行うものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。